

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人夢の会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬を支給しない。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、役員報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事俸給表」を適用する。
- 4 常勤理事に対する報酬は、別表1「常勤理事俸給表」の等級を評議員会の決議により決定し支給するものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」の範囲内で出勤日数等を勘案のうえ評議員会の決議により支給することができる。
- 6 監事に対する報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」に準じて、評議員会の決議により支給することができる。

（報酬の支給方法等）

第5条 役員に対し支給する月額報酬は、職員の賃金規程に準じて支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは別の方法にて支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、職員の出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。
- 4 役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議又は法人の行事等に出席したときは、交通費等費用弁償として1人あたり5,000円(税別)支給するものとする。ただし、正規の勤務時間に開催される評議員会、理事会その他の会議又は法人の行事等に出席した常勤役員には支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月7日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表

号	月額(円)	号	月額(円)
1	240,000	6	540,000
2	300,000	7	600,000
3	360,000	8	660,000
4	420,000	9	720,000
5	480,000	10	780,000

別表2 非常勤理事の報酬

月額 10,000円 ~ 100,000円

以上